

助成金申請書類作成の手引き

令和3年3月
充電設備導入促進事業
(商業施設・宿泊施設等の導入費)
(第3版)

<令和2年度受付期間>

令和2年7月3日から令和3年3月31日まで

(お問い合わせ先・申請書の提出先)

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

(愛称：クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階

TEL：03-5990-5159

ホームページ：

<https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/hotel-evcharge/index.html>

メールアドレス：cnt-juden@tokyokankyo.jp

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

9：00～17：00（12時～13時は除く）

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

《目次》

助成金を申請される皆様へ	1
1. 事業概要	2
1.1 目的（交付要綱第1条参照）	2
1.2 事業スキーム	2
1.3 申請種別	3
1.4 申請フロー	3
2. 助成内容	8
2.1 助成事業	8
2.2 助成対象者（交付要綱第2条、第3条参照）	8
2.3 助成対象設備及び助成対象経費（交付要綱第4条及び第5条参照）	9
2.4 助成金額（交付要綱第6条参照）	16
2.5 助成事業実施にあたっての注意事項	17
3. 助成金事業の流れ	21
3.1 交付申請（交付要綱第7条参照）	21
3.2 審査	22
3.3 交付決定（交付要綱第8条参照）	22
3.4 交付の条件（交付要綱第9条参照）	23
3.5 工事遅延等の報告（交付要綱第15条参照）	23
3.6 実績報告（交付要綱第17条参照）	24
3.7 助成金の額の確定（交付要綱第18条参照）	24
3.8 助成金の交付（交付要綱第19条参照）	24
3.9 期限についてのまとめ	24
4. その他	25
4.1 申請の撤回（交付要綱第10条参照）	25
4.2 助成事業の承継（交付要綱第11条参照）	25
4.3 事情変更による決定の取り消し等（交付要綱第12条参照）	25
4.4 事業計画の変更（交付要綱第13条参照）	25
4.5 事業者情報の変更（交付要綱第14条参照）	26
4.6 債権譲渡の禁止（交付要綱第16条参照）	26
4.7 交付決定の取消し（交付要綱第20条参照）	26
4.8 助成金の返還（交付要綱第21条参照）	27
4.9 違約加算金（交付要綱第22条参照）	27
4.10 延滞金（交付要綱第23条参照）	27
4.11 他の助成金等の一時停止（交付要綱第24条参照）	27

4.12	財産の管理及び処分の制限（交付要綱第25条参照）	27
4.13	助成事業の経理（交付要綱第26条参照）	28
4.14	調査等、指導・助言（交付要綱第27条参照）	29
4.15	個人情報等の取り扱い（交付要綱第28条参照）	29
5.	提出書類見本	30

改訂履歴

版（更新月）	当該箇所	改定内容
令和2年7月	—	初版発行
令和2年8月	全体	誤字脱字等軽微な修正
令和3年3月	全体	脱字等軽微な修正

助成金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が実施する助成金交付事業については、東京都（以下「都」という。）の公的な資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。公社としても、厳正な助成金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しても厳正に対処いたします。

「充電設備導入促進事業」に係る助成金を申請される方、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点について十分にご認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 本事業の実施については、「充電設備導入促進事業助成金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づいて行われます。
2. 助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記載があってはなりません。
3. 充電設備の設置に関し、安全面及び法規面については申請者が十分に確認し申請者の責任の下に設置してください。公社は、本助成金の交付対象として設置された設備について、本助成金の要件を満たしているか否かは審査いたしますが、安全面や法規面については何ら保証するものではありません。更に、設備の保有義務期間中に、設備や設備の設置に関し安全上や法規上の問題が発生し設備の撤去などが求められた場合は、公社は申請者に対して保有義務期間違反との理由で助成金の返還を求める場合があります。設備の設置に関し、申請者は設置する土地の使用権限を有していることを十分に確認し申請者の責任の下に設置してください。設備設置後に土地の使用権限がなく設備を撤去する場合には、公社は申請者に対して保有義務期間違反との理由で助成金の返還を求める場合があります。
4. 助成金で取得し、整備し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ処分内容等について公社の承認を受けなければなりません。また、その際に助成金の返還が発生する場合があります。なお、公社は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
5. 公社は、申請者及び手続き代行者、その他の関係者が、偽りその他の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し、相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
6. 前記事項に違反した場合は、公社からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、公社から助成金が既に交付されている場合は、その金額に加算金（年率 10.95%）を加えて返還していただきます。

1. 事業概要

1.1 目的（交付要綱第1条参照）

充電設備導入促進事業（以下「本事業」という。）とは、自動車から排出される二酸化炭素の削減を図るため、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の普及促進に向けて、充電設備の導入を促進することを目的とするものです。

1.2 事業スキーム



●都の出えん金による基金造成

都は本事業の原資を公社に出えんし、公社はその出えん金により基金を造成します。

●基金を活用した助成事業

公社は基金を原資として、助成事業（充電設備の購入、設置工事）を実施した助成対象者に対して、その経費の一部を支払います。

➤ 事業実施期間：令和4年度まで

*毎年度申請受付期間を設け、予算の範囲内で行います。

1.3 申請種別

「充電設備導入促進事業」は、「集合住宅」、「事務所・工場等」、「商業施設・宿泊施設等」の3種別に分かれます。本冊子は、「商業施設・宿泊施設等」の「導入費（購入費・設備工事費）」の手引きです。

		非公共用充電		公共用充電
		集合住宅	事務所・工場等	商業施設・宿泊施設等
助成対象者		充電設備の所有者		
充電種別		基礎充電	基礎充電	目的地充電
充電設備の使用用途		集合住宅の入居者または駐車場の契約者が使用	事務所・工場等で使用する社有車、従業員の通勤車に使用	一般開放
助成対象経費	充電設備購入費	○	○	○
	充電設備設置工事費	○	○	○
	充電設備運営費	×	×	○
	太陽光発電システム及び蓄電池	○	×	×

※充電設備運営費の手引きは別冊に記載。

1.4 申請フロー

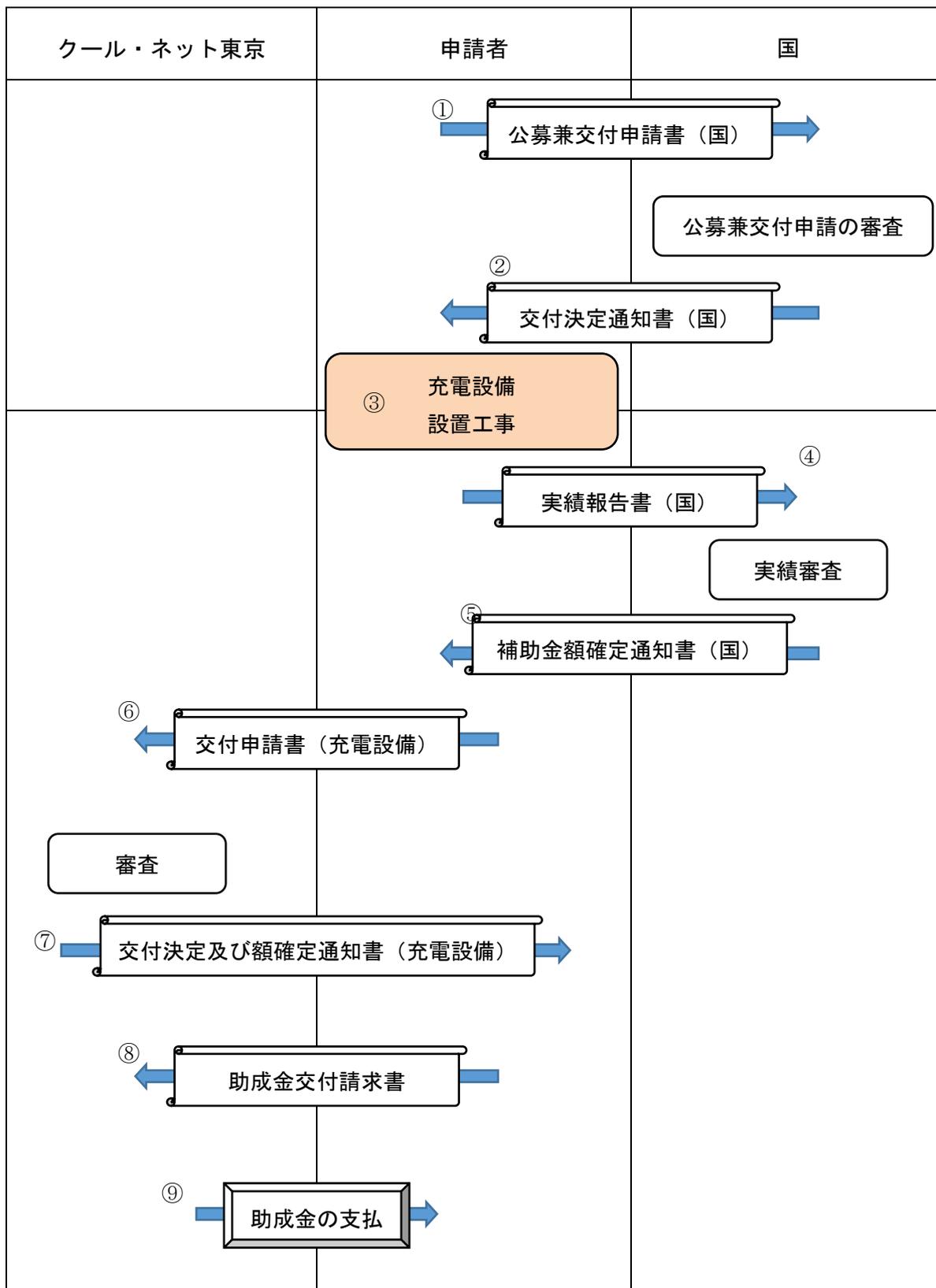
「商業施設・宿泊施設等」は、以下の場合で分類されます。

- ・ 充電設備の設置について、経済産業省が実施する電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助事業（以下、「充電インフラ補助金」という。）及びその他の国の補助金（以下「国補助」という。）を併用する場合としない場合

上記の分類により、申請の手順が異なりますので、ご注意ください。

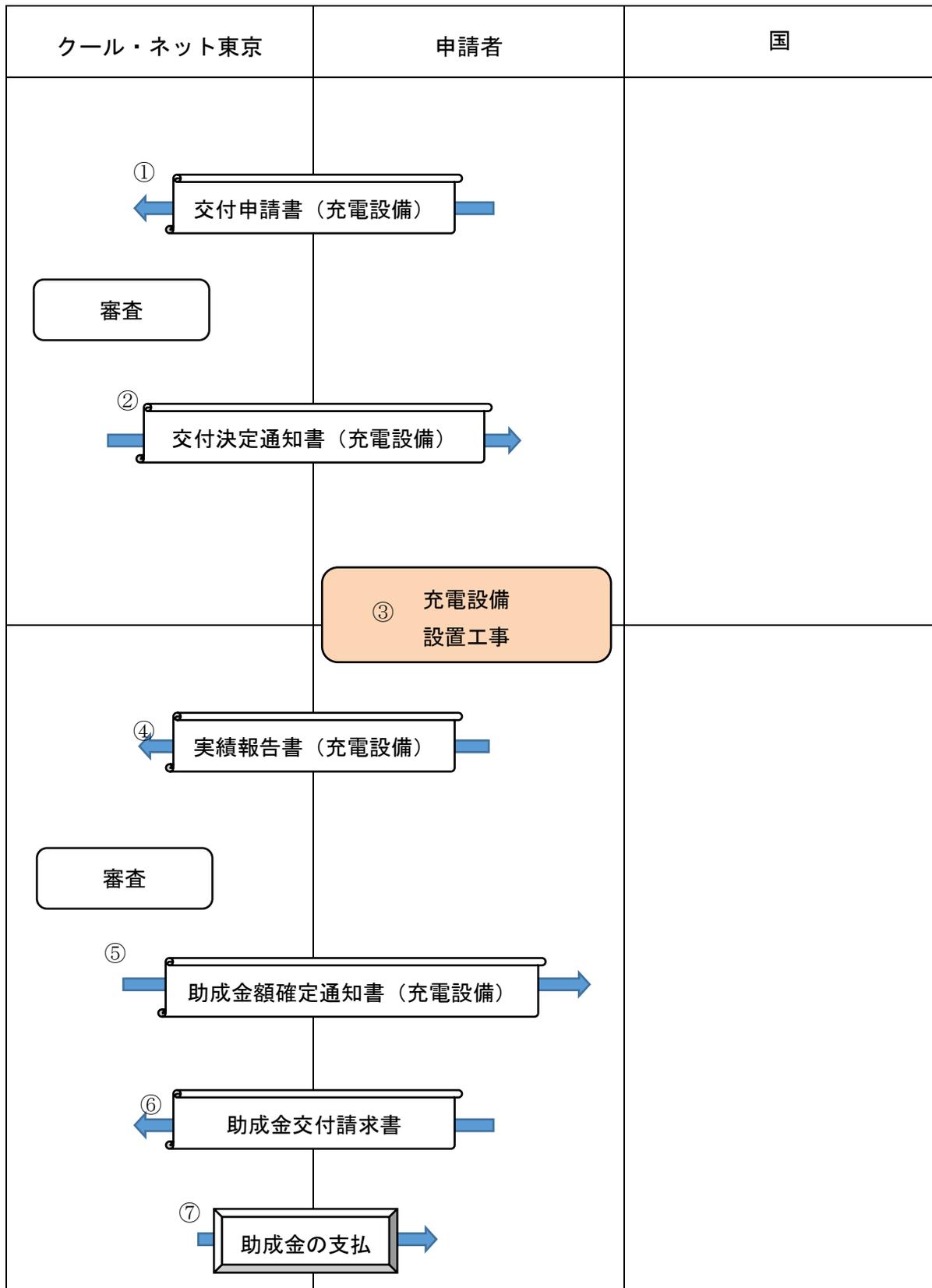
- (A) 国補助あり（併用する場合）
- (B) 国補助なし（併用しない場合）

(A) 国補助あり



- ① 最初に、国に公募兼交付申請書（国）を提出してください。
- ② 国の審査ののち、採択されると交付決定通知書（国）が送付されます。
- ③ 充電設備の事業（発注、工事）を行ってください。
- ④ 国に実績報告書（国）を提出してください。
- ⑤ 国の審査ののち、補助金額確定通知書（国）が送付されます。
- ⑥ 公社に、交付申請書（充電設備）及び申請時チェックリスト別表第 2 に掲げる書類を提出してください。（補助金額確定通知書（国）の写しを添付） **<事後申請>**
 - ※ 充電設備の事業完了日から 1 年以内に行ってください。
 - ※ 事業完了日とは、工事完了日又は契約金支払完了日のいずれか遅い方の日です。
- ⑦ 公社で交付申請書（充電設備）を審査し、交付決定及び確定通知書（充電設備）を送付します。
- ⑧ 助成金交付請求書を提出してください。
- ⑨ 公社より助成金を振り込みます。

(B) 国補助なし



- ① 公社に、交付申請書（充電設備）及び申請時チェックリスト別表第 1 に掲げる書類を提出してください。＜事前申請＞
- ② 公社で交付申請書（充電設備）を審査し、交付決定通知書（充電設備）を送付します。
- ③ 充電設備の事業（発注、工事、支払）を行ってください。
- ④ 公社に、実績報告書（充電設備）及び実績報告時チェックリスト別表第 3 に掲げる書類を提出してください。
 - ※ 充電設備の事業完了日から 30 日以内に提出してください。
 - ※ 事業完了日とは、工事完了日又は契約金支払完了日のいずれか遅い方の日です。
- ⑤ 公社で実績報告書（充電設備）を審査し、助成金額確定通知書（充電設備）を送付します。
- ⑥ 助成金交付請求書を提出してください。
- ⑦ 公社より助成金を振り込みます。

2. 助成内容

2.1 助成事業

助成事業は、以下の要件を全て満たすものとします。

- ア 公社が定める要件に適合する充電設備を購入し、設置工事を行うこと。
- イ 充電設備を設置する場所が、以下の両方の要件を満たすこと。
 - ①商業施設・宿泊施設等の敷地内であること。
 - ②公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所であること。
- ウ 前項における商業施設・宿泊施設等及び駐車場の所在地が東京都であること。
- エ 助成対象設備は、利用者を限定せず、他のサービスの利用または物品の購入を条件としないこと。ただし、駐車料金等公社が認める料金の徴収は可とします。
- オ 令和元年6月4日から令和5年1月31日までの間に、設置工事及び実績報告書（第12号様式）事後申請の場合は、助成金交付申請書（第1号様式）の提出を行うこと。
- カ 充電場所を示す案内板を商業施設及び宿泊施設等の入口に設置すること。
案内板は公社が求める条件を満たし、車道の上下線から視認できるようにすること。
- キ 充電設備が既にある場所で、その充電設備を撤去して、本助成事業により新しい充電設備に入れ変えること（入替設置）はできません。ただし、急速充電設備の場合はこれに該当しません。

2.2 助成対象者（交付要綱第2条、第3条参照）

助成対象者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とします。

(1) 次に掲げる者であること。

- ア 東京都内において商業施設・宿泊施設等に充電設備を導入する者
中小企業、大企業のいずれも助成対象者になります。法人である助成対象者の事業所等の所在地は、都内でなくても対象です。
- イ 東京都内において商業施設・宿泊施設等に充電設備を導入する都内の市区町村

商業施設・宿泊施設等とは、下記の表に示す施設とします。

商業施設	ショッピングセンターや百貨店等大型商業施設、専門店等中規模・小規模商業施設
宿泊施設	ホテル、旅館等
観光施設	動物園、水族館、世界遺産に登録された施設等
遊戯施設	公園、遊園地、テーマパーク等
公共施設	地方公共団体施設、図書館、博物館、病院等
駐車施設	時間貸し駐車場等

※ 宿泊施設は旅館業法第2条第1項における「ホテル営業」及び「旅館営業」を指します。

※ 駐車施設は、商業施設、宿泊施設、観光施設、遊戯施設及び公共施設と提携している時間貸し駐車場に限り申請を可とします。

(2) 上記の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象者とはなりません。

- ア 国
- イ 地方公共団体（ただし、都内の区市町村及び指定管理者は除く）
- ウ 独立行政法人
- エ 国の出資又は費用負担の比率が 50 パーセントを超える法人

(3) 上記の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象者とはなりません。

- ア 税金の滞納がある者
- イ 刑事上の処分を受けている者
- ウ その他、公的資金の交付先として社会通念上不適切である者

(4) 上記の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象者とはなりません。

- ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- イ 暴力団員等（東京都暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）
- ウ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者

2.3 助成対象設備及び助成対象経費（交付要綱第 4 条及び第 5 条参照）

助成対象設備は、以下の要件に適合するものとします。

また、助成対象経費は、助成事業に要する経費のうち以下に掲げるものであり、公社が必要かつ適切と認めたものとします。

(1) 充電設備

ア 経済産業省が実施する充電インフラ補助金及びクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金（以下、「CEV 補助金」という。）の V2H 充放電設備補助金において、その事業を実施する一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が補助金の交付対象となる設備として承認したものであること。

※ 本助成金では、以下の種別を対象としています。

- ・ 急速充電設備（出力 10kW 以上）
- ・ 普通充電設備（出力 10kW 未満）
- ・ V2H 充電設備
- ・ 充電用コンセント
- ・ 充電用コンセントスタンド

※ 対象機種は、下記ウェブサイトから確認できます。なお、随時更新されます。

http://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/r02/r02_jougen_meigara.pdf

http://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/r02/v2h_meigaragotojougen.pdf

イ 新品であること。

※ 購入した設備が新品であることは、実績報告時（事後申請の場合は交付申請時）に提出していただく「充電設備の保証書」で確認します。

ウ 充電設備 設備購入費

充電設備の購入費用

エ 充電設備 設置工事費

設置工事費の助成対象経費は、センターの補助対象経費と同様で以下のとおりです。

(i) 充電設備等設置工事費

① 充電設備等設置工事費	
基礎・据付	充電設備本体等を固定する基礎及び据付工事（別体（設備構成）である課金機、電源部含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎工事にかかる材料費、労務費（コンクリート基礎、金属架台、アンカー固定工事、ビス等で固定） ・ 据付にかかる材料費、労務費 ・ 充電設備設置にかかる重機のレンタル費、回送費（損料含む。）
搬入・運搬	充電設備本体等を搬入・運搬する費用（別体（設備構成）である課金機、電源部含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置場所までの搬入、運搬費の一部
② 電気配線工事費	
電気配線工事	充電設備本体等を稼働させるために必要な電気配線工事（別体（設備構成）である課金機、電源部含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 充電設備専用のケーブル、アース線（幹線含む。）の部材費、労務費 ・ 別体（設備構成）である課金機、電源部の配線工事にかかるケーブル、アース線等の部材費、労務費 ・ 電源ケーブルを保護するブレーカーの部材費及び労務費 ※V2H の場合は、V2H 専用の放電部分も助成対象です。
通信線工事	高機能充電設備等で必要な通信配線工事 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通信線の配線工事にかかる部材費、労務費 ※V2H の場合は、助成対象外です。
配管工事	電気配線工事のケーブル、アース線の保護に必要な配管工事 <ul style="list-style-type: none"> ・ 配管（金属製、合成樹脂製）工事にかかる部材費、労務費
ブレーカー工事	充電設備本体等を稼働させるために必要なブレーカー工事 <ul style="list-style-type: none"> ・ ブレーカー設置にかかる部材費、労務費
開閉器盤設置工事	ブレーカーを収納するための盤の筐体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 筐体（金属製、合成樹脂製）設置にかかる部材費、労務費 ・ 自立式の開閉器盤を設置する場合は、基礎工事にかかる材料費、労務費
掘削・埋設工事	配線工事にかかる掘削、埋設工事

	<ul style="list-style-type: none"> ・ アスファルトや土、砂利等の材料費 ・ 掘削、埋設及び埋戻しにかかる労務費 ・ 掘削、埋設工事にかかる重機のレンタル費、回送費（損料含む。）
建柱工事	<p>引込、架空配線をするために必要な電柱工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電柱設置にかかる部材費、労務費 ・ 装柱材、支持材の部材や根枷等の材料費、労務費 ・ 柱の搬入費、運搬費 ・ 高所作業車、建柱車等のレンタル費、回送費（損料含む。）
デマンド工事	<p>設置する施設等の契約電力を超えないようデマンドを監視し、コントロールする機能をもった機器を設置する工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デマンドコントロールの機器本体費及び設置にかかる部材費、労務費 <p>※ デマンドの制御機能は申請する充電設備本体のみとする。</p> <p>※ デマンド機器本体は原則、既製品に限る。</p>
課金デバイス工事	<p>申請する充電設備に課金機能がなく、使用料を徴収する機能を持った機器を設置する工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課金デバイスの機器本体費及び設置にかかる部材費、労務費 <p>※ 充電設備本体に改造を加えないこと。</p> <p>※ 課金デバイス本体は原則、既製品に限る。</p>
ハンドホール設置工事	<p>長距離を埋設配線するために必要なハンドホール工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ハンドホール設置にかかる部材費、労務費 ・ 掘削、埋設工事の材料費、労務費 ・ ハンドホールの搬入、運搬費 ・ ハンドホール設置にかかる重機のレンタル費、回送費（損料含む。）
その他工事	<p>充電設備を複数基設置するために必要な工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の項目以外に必要な部材、工事等
③ 特別措置に基づく受電工事費	
<p>急速充電設備を設置する際に、申請者が「同一敷地内複数契約を可能とする特別措置」（以下「特別措置」という。）に基づく申請をした場合に、電力会社が申請者等に請求する工事負担金</p> <p>※V2H の場合は、助成対象外です。</p> <p>※電力会社に提出する当該契約の申込書、電力会社が発行する請求書、電力会社に支払いを行った後の振込証明書を提出してください。</p>	

(ii) 付帯設備等設置工事費

①ライン引き工事	<p>充電スペースに新たに引くライン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 充電ケーブル（又は1 充電用コンセント）につき充電スペース1 台分のライン引きにかかる材料費、労務費 ・ 新たにラインを引く目的で既存のライン消しが必要な場合はラ
----------	---

	<p>イン消し工事も助成対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 待機スペースのライン引き工事も助成対象とする。 充電スペースは、幅 2.5m×奥行き 5mの区画を目安とする。
② 路面表示工事	<p>充電スペース内に設置する「充電場所」であることの視認性を高める路面表示</p> <ul style="list-style-type: none"> 路面表示の設置にかかる部材費、労務費 <p>【路面表示の設置要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> デザインは東京電力登録商標、地方公共団体が策定したもの及び公社が認めたもの 寸法は、900 mm×900 mm以上とする。 計画した充電スペースの区画内に設置すること。 「待機スペース」を申請する場合は、路面表示として「待機スペース」であることが確認できる記載を必須とする。 <p>※待機スペースとは、充電スペースに近接した「充電設備」利用のために待機する駐車スペースをいいます。</p>
③ 屋根設置工事	<p>充電設備本体及び別体（設備構成）である課金機、電源部、メンテナンススペース及び充電スペースを雨等から保護する屋根</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋根の本体費及び設置にかかる部材費、労務費 屋根を設置するための基礎工事の材料費、労務費 <p>【屋根の設置要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋根の本体は原則、既製品に限る。 建ぺい率等の確認は申請者が申請前に行うこと。 小屋との同時申請はできない。
④ 小屋設置工事	<p>充電設備本体及び別体（設備構成）である課金機、電源部を豪雪・火山灰等から保護する必要がある場合に認める小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> 小屋の本体費及び設置工事にかかる部材費、労務費 小屋を設置するための基礎工事の材料費、労務費 <p>【小屋の設置要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小屋の本体は原則、既製品に限る。 建ぺい率等の確認は申請者が申請前に行うこと。 屋根との同時申請はできない。
⑤ 防護用部材設置工事	<p>充電設備本体及び別体（設備構成）である課金機、電源部を保護するU字型・I型防護用部材</p> <ul style="list-style-type: none"> 防護用部材の本体費及び設置工事にかかる部材費、労務費 防護用部材を設置するための基礎工事の材料費、労務費 <p>【防護用部材の設置要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本体は原則、既製品に限る。 金属製に限る。 急速充電設備は、防護用部材の設置が法令で定められているため、申請前に設置場所を管轄する消防署に設置のレイアウト等の

	<p>確認及び了承を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 普通充電設備は、地方公共団体等に設置に関する条例等がある場合があるため、申請前に申請者責任において確認すること。
⑥ 電灯設置工事	<p>充電設備本体及び充電スペースを照らす目的で設置する電灯</p> <ul style="list-style-type: none"> 電灯の本体費及び設置工事にかかる部材費、労務費 電気配線にかかる部材費及び労務費 <p>【電灯の設置要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電灯の本体は原則、既製品に限る。 充電設備本体を照らしていること。
⑦ 案内板設置工事費	<p>充電設備が設置されていることを、公道を走る電気自動車等の運転者に告知することを目的とする案内板設置工事の申告</p> <ul style="list-style-type: none"> 案内板の設置にかかる部材費、労務費 案内板を設置するための基礎工事の材料費、労務費 <p>【案内板工設置工事の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置施設（場所）の公道に面した入口に設置すること。 デザインは東京電力登録商標、地方公共団体が策定したものおよび公社が認めたもの。 案内板寸法は 500 mm×500 mm以上とする。 公道の上下線から視認できる位置および高さに設置すること。 公道に対し、案内板の設置方法は、以下のとおりにすること。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 案内板が両面の場合は垂直 ▶ 案内板が片面の場合は平行 地面に埋設等され固定されていること。 <p>※V2H の場合は、助成対象外です。</p>

(iii) その他設置にかかる費用

①雑材・消耗品費、養生費	<ul style="list-style-type: none"> テープ、ドリルの刃など、雑材・消耗品等の費用 養生にかかる費用
②図面作成費	<ul style="list-style-type: none"> 公社が求める図面の作成にかかる費用
③レイアウト検討費	<ul style="list-style-type: none"> 設置場所への充電設備の設置・配置に関する検討にかかる費用
④電力会社立会・協議費	<ul style="list-style-type: none"> 急速充電設備及び V2H の場合における、電力会社との協議、立会等にかかる費用
⑤安全誘導員費	<ul style="list-style-type: none"> 設置工事期間中に発生する施設利用者及び歩行者等に対する安全管理の目的で配置する安全誘導員の労務費
⑥充電スペース造成費	<ul style="list-style-type: none"> 充電スペースを新たに造成するために必要な材料費、労務費 申請された内容を審査し、公社が認めた場合のみ助成対象とする。

	※V2H の場合は、助成対象外です。
⑦現場監督等の労務費	・ 助成対象経費の項目 (i), (ii) の工事で発生する、現場監督費・世話役等の労務費で公社が認めたもの

(iv) 助成対象とならない主な設置工事

- ・ 他用途（申告された充電設備以外）に利用するための部材費、労務費
（将来用の配線配管等、申告された充電設備以外の工事内容を含んだ工事）
- ・ 充電設備等の稼働試験、電気自動車等のレンタル費用
- ・ 非常用に設置する予備用コンセント
- ・ 監視カメラ等の防犯システム、消火器等の防災設備
- ・ 充電設備等の電力量を測定するメーター等の費用
- ・ 既設駐車スペースのアスファルト舗装（駐車スペースがアスファルトでない場合）
- ・ 区画貫通（コア抜き貫通費等）及びレントゲン撮影等にかかる費用
- ・ 既設充電設備の撤去や移設、処分等にかかる費用
- ・ その他既存物の撤去や移動、処分等にかかる費用
- ・ 新たに建設予定の建物や駐車場等で、当該施設の一般設備への電力供給を担う分電盤等を設計変更して充電設備を設置する場合、当該分電盤およびそれに伴う幹線の変更
- ・ 一般管理費、現場管理費・共通仮設費の全部または一部
- ・ 交通費、保険費、福利厚生費
- ・ 写真管理費、客先協議費（マンション総会・理事会への同席等）、申請手続代行費
- ・ 除雪費等

上記に共通して、以下の経費は助成対象になりません。

- ・ 消費税
- ・ 振込手数料
- ・ 助成金申請の代行手数料、コンサル料（※図面作成費は対象になります。）
- ・ （事前申請の場合）交付決定通知の受領前に発注した機器又は施工した工事の経費
- ・ 助成対象設備の導入に必要な最低限の範囲を超えると公社が判断したもの
- ・ 利益等排除により除外された経費（次ページ参照）

<利益等排除について>

助成事業において、助成対象経費の中に助成対象者の自社又は資本関係にある会社からの調達分（工事を含む）がある場合、利益等排除の対象とし、以下の方法により助成対象経費を算出します。

利益等排除の対象となる場合

- ① 自社からの調達の場合
- ② 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合
- ③ ②を除く関係会社（助成対象者との持株比率が20%以上100%未満）からの調達の場合

【①及び②に該当する場合】

調達品の原価（製造原価又は工事原価）をもって助成対象経費とします。

→ 助成対象経費 = 原価（製造原価又は工事原価）

〔原価と証明できない場合〕

①の場合は、自社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する総利益の割合（売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、市場流通価格から利益相当額の排除を行います。

②の場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における「売上総利益率」をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

→ 助成対象経費 = 市場流通価格又は取引価格 × (1 - 自社又は調達先の売上総利益率)

【③に該当する場合】

調達品の原価（製造原価又は工事原価）と調達品に対する経費等（販売費及び一般管理費）の合計を助成対象経費とします。

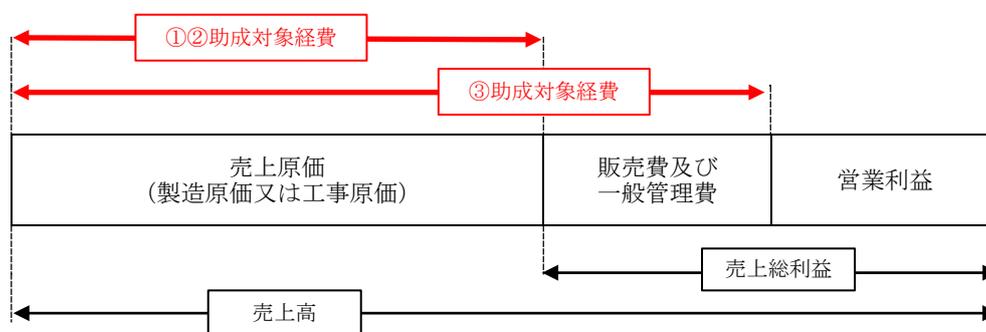
→ 助成対象経費 = 原価（製造原価又は工事原価） + 経費等（販売費及び一般管理費）

〔原価及び経費等を証明できない場合〕

調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、取引価格から利益相当額の排除を行います。

→ 助成対象経費 = 取引価格 × (1 - 調達先の営業利益率)

助成対象経費のイメージ図



※上記内容の判定にあたっては、根拠となる決算報告書等の書類を提出していただきます。

→申請時チェックリスト別表第1-No19、申請時チェックリスト別表第2-No24、実績報告時チェックリスト別表第3-No17

書類の提示がない場合は、利益等排除部分以外も助成対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

2.4 助成金額（交付要綱第6条参照）

（1）充電設備

購入費の助成金額は、購入価格（税抜き）から国補助金（購入費）を引いた額と国補助金で定めている金額のいずれか低い方です。

工事費の助成金額は、総工事費（税抜き）から国補助金（工事費）を引いた額です。ただし、充電設備の種別ごとに上限額があります。急速充電設備は上限 309 万円、普通充電設備及び充電用コンセント、充電用コンセントスタンド、V2H は上限 81 万円です。

1 回の申請で複数の V2H 以外の充電設備を設置する場合は、以下のとおりです。

- ・ 設備購入費は、全ての充電設備が助成対象になります。ただし、オプションは除きます。
- ・ 設置工事費は、1 か所の駐車場の工事（一体の工事として捉えられる範囲内の工事）につき、充電設備の種別に応じて 309 万円又は 81 万円が上限になります。複数の離れた駐車場でそれぞれ工事を行う場合は、それぞれの駐車場ごとに充電設備の種別に応じて 309 万円又は 81 万円が上限になります。
- ・ 複数の充電設備を設置するにあたり、同一の場所・同一の期間に行なう工事を複数回に分けて申請する場合は、1 か所の駐車場の工事とみなして、充電設備の種別に応じて 309 万円又は 81 万円が上限になります。

1 回の申請で複数の V2H を設置する場合は、以下のとおりです。

- ・ 設備購入費は、全ての充電設備が助成対象になります。
- ・ 設置工事費は、事前にご相談ください。

充電設備の種別	助成対象の購入費 （充電設備本体の機器費）	助成対象の工事費 （設置工事費）
急速充電設備	いずれか低い方 ・ 購入価格－国補助金（購入費） or ・ 充電インフラ補助金の目的地 充電の補助金交付上限額×2 －国補助金（購入費）	いずれか低い方 駐車場 1 か所あたり ・ 総工事費－国補助金（工事費） or ・ 309 万円
普通充電設備 充電用コンセント 充電用コンセント スタンド	いずれか低い方 ・ 購入費－国補助金（購入費） or ・ 充電インフラ補助金の目的地 充電の補助金交付上限額	いずれか低い方 駐車場 1 か所あたり ・ 総工事費－国補助金（工事費） or ・ 81 万円
V2H 充電設備	いずれか低い方 ・ 購入費－国補助金（購入費） or ・ V2H 補助金の補助金交付額	いずれか低い方 ・ 総工事費－国補助金（工事費） or ・ 81 万円

※国補助金：充電設備に関する国のすべての補助金のこと

※充電インフラ補助金：次世代自動車振興センターの充電インフラ補助金のこと

※V2H 補助金：CEV 補助金の V2H 充放電設備補助金のこと

※令和元年度中に充電インフラ補助金等の額確定を受けて令和 2 年度に事後申請として申請される場合は、別途ご相談ください。

(2) その他全般に関わる事項

上記(1)の合計金額において、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

公社の助成金交付額決定後、計画の変更などにより助成対象経費が増額になった場合においても、交付決定額以上の助成は行いません。

2.5 助成事業実施にあたっての注意事項

(1) 申請者が充電設備を設置する土地の所有者でない場合

- ・ 申請者が所有していない土地に充電設備を設置する場合は、土地の利用に関する許諾及び充電設備を処分制限期間以上において設置することの許諾を土地所有者から得る必要があります。
- ・ このことについて「充電設備設置に関する土地の許諾書」を作成し、提出してください。
 - 申請時チェックリスト別表第 1-No15、申請時チェックリスト別表第 2-No20

(2) 充電設備の所有者が充電設備の使用者と違う場合

- ・ 申請者(充電設備の所有者)と実際に充電設備を使用する者(充電設備の使用)が異なる場合は、充電設備の使用へ充電設備を適正に使用することを確認した旨を示す必要があります。
- ・ ただし、申請者が建物の所有者の場合は、提出の必要はありません。
- ・ このことについて「充電設備使用確認書」を作成し、提出してください。
 - 申請時チェックリスト別表第 1-No16、申請時チェックリスト別表第 2-No21

(3) リース契約の場合

- ・ リース使用者が助成金の利益を受けられるよう、リース料金から助成金相当分を減額してください。ここでいう助成金には、本事業以外のものも含まれます。
- ・ リース契約に関する必要書類を提出してください。
 - 申請時チェックリスト別表第 1-No17、申請時チェックリスト別表第 2-No22、実績報告時チェックリスト別表第 3-No15
- ・ リース契約期間が処分制限期間に満たない場合は、リース契約満了後に再リースか買取りをする必要があります。(処分制限期間については、4.12 財産の管理及び処分の制限を参照)

⚠ 【リース契約とは】

本事業におけるリース契約とは、以下の要件に該当するものをいいます。

- ・ 助成対象設備の所有者であるリース事業者が、当該設備のリース使用者に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、リース使用者は、当事者間で合意した当該設備の使用料をリース事業者を支払う契約であること。
- ・ リース期間中に当事者の一方又は双方がいつでも当該契約の解除をすることができるものでないこと。
- ・ リース使用者が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ当該リース物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

(4) カーシェアリング契約の場合

- ・ 提出書類については、リース契約の場合と同様のものを提出してください。
 - 申請時チェックリスト別表第1-No17、申請時チェックリスト別表第2-No22、実績報告時チェックリスト別表第3-No15

(5) 手続き代行について

助成対象者は、本事業に係る公社への申請について、施工会社等に手続きの代行を依頼することができます。

- ・ 手続き代行を行う場合は、助成金交付申請書に代行者の情報を記載してください。
- ・ 手続き代行者による申請手続きに関する経費は助成対象外です。

(6) 電力契約について

- ・ 設置する充電設備が急速充電設備で、「同一敷地内複数契約を可能とする特別措置」を適用する場合は、電力会社に支払う工事負担金が助成対象になります。この場合、以下の書類を提出してください。

交付申請時（事前申請）…申込書及び請求書

⇒申請時チェックリスト別表第1-No20

交付申請時（事後申請）又は実績報告時…振込証明書

⇒申請時チェックリスト別表第2-No25、
実績報告時チェックリスト別表第3-No16

(7) 駐車スペースについて

- ・ 充電設備の設置にあたっては、車両を既存の駐車スペースに駐車した状態で充電できるようにしてください。その際、車両が公道にはみ出す等の法令違反とならないようにしてください。駐車スペースの目安は、幅2.5m、奥行き5mです。
- ・ 充電設備の設置に伴い、駐車スペースを新規に造成する必要がある場合は助成対象ですが、その際に行う樹木等の伐採や処分費については助成対象外です。

(8) 契約について

- ・ 助成対象外部分の工事と助成対象部分の工事を一括で契約する場合は、それぞれの実施内容及び金額等が明確に判別できるようにしてください。(助成対象部分が明確に判別できない場合、助成対象経費として認められない場合があります。)

(9) 経費の支払い方法について

助成対象経費の支払いは、以下の方法を認めます。

- ・ 現金 ・ 銀行振込 ・ 小切手 ・ 手形
※小切手及び手形の場合は、決済時点で支払完了(事業完了)とみなします。実績報告時に、当座勘定照合表又は通帳のコピーを提出してください。

以下の支払い方法は認めません。

- ・ 割賦販売 ・ ローン契約 ・ クレジットカード(分割払い)
- ・ 相殺 ・ ファクタリング(債権譲渡) ・ その他

(10) 他の補助金との併用について

- ・ 経済産業省が実施する充電インフラ補助金及び CEV 補助金の V2H 補助金以外のその他の国補助金を利用される場合は事前にご相談ください。

※ その他の補助金の例：

- ・ 地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車の普及促進事業
- ・ バーチャルパワープラント構築実証事業
- ・ 区市町村の補助金と併用ができるかどうかは、区市町村にお問い合わせください。

(11) 安全性の確保及び法規面の遵守について

設備の設置に関し、安全面及び法規面については申請者が十分に確認し、申請者の責任の下に設置してください。

- ・ 近年、風水害等によって助成対象設備の破損や使用不能等のリスクが高くなっています。助成対象設備の設置やそれに伴う工事は、安全性を最大限確保してください。
- ・ 電気工事における内線規程は、電力会社が電力供給に当たって、需要施設における電気工事を審査・検査等するための判定基準として用いられるものです。助成対象設備設置の際は、この基準を満たす設計、施工をしてください。
- ・ 以下に主な内線規程を示します。

■許容電圧降下

多くの電力を使用する設備では、電力線の電圧降下は、無駄な電力消費となり、電気料金の増加となるため、以下の基準の遵守が求められます。

引込線取付点から最遠端の負荷に至る間の電線こう長 (※変圧器から供給する場合は、供給変圧器から最遠端の負	許容電圧降下(内線規程)	
	電気事業者から低圧で電気の供給を受ける場合	電気使用場所内に設けた変圧器から供給を受ける場合

荷に至る間の電線こう長)		※
60m 以下 幹線	2%以下	3%以下
60m 以下 分岐回路		2%以下
120m 以下	4%以下	5%以下
200m 以下	5%以下	6%以下
200m 超過	6%以下	7%以下

電圧降下計算式の例（内線規程記載の簡略計算式）

単相 2 線式の線間電圧降下 $e = 35.6 \times L \times I / (1000 \times A)$

e:電圧降下(V)

I:負荷電流(A)

L:電線のこう長(m)

A:使用電線の銅導体断面積(mm²)

■接地線断面積

接地線断面積は、過電流遮断器定格電流値により、内線規程に示す断面積以上のものを選定してください。

A：接地線断面積（mm²）

In：過電流遮断器定格電流（アンペア）

内線規程に示す接地線断面積の式 $A = 0.521 \times I_n$

これを満足する接地線の標準サイズは以下のとおりです。

過電流遮断器定格電流値	満足する接地線の標準サイズ（銅）	
20A 以下	直径 1.6mm 以上	断面積 2mm ² 以上
30A	直径 1.6mm 以上	断面積 2mm ² 以上
40A	直径 2mm 以上	断面積 3.5mm ² 以上
50A	直径 2mm 以上	断面積 3.5mm ² 以上

■過電流遮断器の施設位置（低圧幹線を分岐する場合）

幹線のより分岐する場合は分岐点より原則 3m 以内に配線用遮断器を設置してください。ただし、次のいずれかに該当する場合には、3m を超える箇所に設置できます。

分岐回路許容電流が幹線許容電流の 35% 以上の場合 3m < 長さ ≤ 8m

分岐回路許容電流が幹線許容電流の 55% 以上の場合 8m < 長さ

■電線の許容電流

流れる最大負荷電流よりも、許容電流が大きな導体サイズを選定してください。電線管に電線を収容した場合、放熱性能の低下により許容電流が低くなりますので、電線管の電流減少係数を考慮してください。

- ・ 設備メーカーの施工要領書等に記載されている施工をお願いします。原則、主要設備（充電設備など）メーカーの施工要領書等に記載されている施工方法にて施工を行ってください。工事は、「メーカーの施工ルール」と「工事会社の施工技術」の両方が揃って初めて、安心と言えます。

3. 助成金事業の流れ

3.1 交付申請（交付要綱第7条参照）

助成対象者は、事前申請の場合、助成事業の計画をまとめた上で、助成事業（発注、工事、支払）を行う前に、助成金交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）、事業実施計画書（第3号様式）及び申請時チェックリスト別表第1に掲げる書類を提出してください。事後申請の場合、助成事業完了から1年以内に、助成金交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）、事業実施計画書（第3号様式）及び申請時チェックリスト別表第2に掲げる書類を提出してください。

（1）申請書類作成

- ・ 申請書類の様式は、公社ホームページからダウンロードしてください。
<https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/hotel-evcharge/index.html>
- ・ 「5 提出書類見本」を参考に、申請書類を作成してください。

（2）助成金交付申請書 受付期間

本事業は、令和4年度まで実施しますが、助成金交付申請書の受付は年度ごとに期間を設けて行います。

令和2年度助成金交付申請書 受付期限：令和3年3月31日（水）17：00 必着

- ※ 上記期間に提出された交付申請書は、先着順に受理し、審査を行います。
- ※ 受理した申請の交付額の合計が、公社の予算の範囲を超えた日（予算超過日）をもって、申請の受理を停止します。

（3）提出先

書類の提出は、下記住所へ原則郵送にてお願いいたします。

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル 10階

公益財団法人 東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

都市エネ促進チーム

「充電設備導入促進事業 助成金交付申請書類在中」

※ 郵送の際は、上記を参考にして、必ず封筒の表面に「充電設備導入促進事業 助成金交付申請書類在中」と赤字で記入してください。

申請書類に関する電子データは以下のメールアドレスへの送信又は CD-R による郵送での提出をお願いします。

メールアドレス：cnt-juden@tokyokankyo.jp

(4) 申請に当たっての注意事項

- ・ 助成対象設備の購入及び設置工事にかかる予算を確保した状態で申請してください。
- ・ 同じ申請者が複数の商業施設・宿泊施設等において助成事業を行う場合は、申請を別個にしてください。
- ・ 提出書類は、A4 用紙又は A3 用紙折りたたみで、片面印刷をお願いします。
※見取り図、平面図、電気系統図、配線ルート図は A3 用紙での提出をお願いいたします。
- ・ 原則として、申請書類の到着に関する問い合わせに個別に回答することは出来かねます。到着の確認を希望される場合は、到着まで追跡可能な方法で郵送していただき、ご自身で申請書類の到着の確認をお願いいたします。
- ・ 事前申請の場合、助成対象設備の発注、工事着手及び支払は「交付決定通知書」に記載されている交付決定日以降に実施してください。

3.2 審査

- ・ 審査の過程で、現地確認・調査及び面接（ヒアリング）を行う場合がありますので、その際は、ご協力をお願いいたします。
- ・ 審査中の途中経過に関するお問い合わせには、一切応じかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 審査料等は徴収しませんが、申請書類作成等に係わる経費及び提出に係わる送料は、助成対象者にて負担してください。
- ・ 提出された申請書類は原則として返却しませんので、助成対象者用として手元に控えを 1 部ご用意ください。
- ・ 交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・ 公社職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断した場合は、審査対象から除外します。

3.3 交付決定（交付要綱第 8 条参照）

(1) 交付決定通知

公社は申請された事業について審査を行い、予算の範囲内で交付を決定します。

審査の結果、助成金の交付を決定した事業については、交付要綱の規定に基づき、助成対象者に対し、事前申請の場合は「助成金交付決定通知書」（第 4-1 号様式）を、事後申請の場合は「助成金交付決定及び確定通知書」（第 4-2 号様式）を送付します。また、助成金の不交付を決定した事業については、「助成金不交付決定通知書」（第 5 号様式）を送付します。

- ・ 事前申請において、助成金交付決定通知書に記載された助成金額は、助成限度額を明示す

るものであり、助成対象者に対して実際にお支払いする助成金額を約束するものではありません。助成事業完了後、助成対象者から実績報告の提出を受けた後に、公社からの通知により助成金額が確定します。なお、実際に助成事業に要した経費が交付決定額を超えた場合であっても、当初決定し、公社が通知した助成金額を超えてお支払いすることはできません。

- ・ 事前申請において、助成事業の計画変更について申請を行い、これが認められた場合は、変更後の額を交付決定額とします。(ただし、交付決定額を超える変更は認められません。)
- ・ 交付決定以前に、設置工事を行った場合は、助成金交付の対象となりません。

(2) 交付決定通知書の確認

公社より送付された「助成金交付決定通知書」又は「助成金交付決定及び確定通知書」の内容をご確認ください。記載された内容等に異議が生じた場合は、申請の撤回をすることができます。

- ・ 助成金交付決定通知書は、大切に保管してください。(以下同様に、公社からの文書及び関係書類は、処分制限期間内は保管してください。)
- ・ 処分制限期間とは…4.12 財産の管理及び処分の制限参照

3.4 交付の条件 (交付要綱第9条参照)

助成金の交付決定に当たっては、助成金の交付の目的を達成するため、本助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者に対し、次に掲げる条件を付するものとします。

- ・ 交付要綱並びに本助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業により取得し、又は効用の増加した財産を管理するとともに、本助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- ・ 公社が交付要綱第20条第1項の規定により本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。
- ・ 公社が交付要綱第21条第1項の規定により本助成金の交付決定の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、同第22条第1項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、同第23条第1項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- ・ 公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じること。
- ・ 助成対象者は、上記の各項のほか、実施要綱及び交付要綱の規定を遵守しなければならない。

3.5 工事遅延等の報告 (交付要綱第15条参照)

助成対象者は、助成金交付申請書(第1号様式)又は助成事業計画変更申請書(第9号様式)の内容に従って工事等を進捗させなければなりません。

助成対象者は、やむを得ない理由により工事を予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに工事遅延等報告書(第11号様式)を公社に提出しなければなりません。

公社は、工事遅延等報告書（第 11 号様式）の提出を受けた場合は、その内容を審査し、助言其の他必要かつ適切な措置を講ずるものとします。

3.6 実績報告（交付要綱第 17 条参照）

事前申請において、助成事業の完了日（工事、経費支払の全てが終わった日）から **30 日以内**に、「実績報告書」（第 12 号様式）及び実績報告時チェックリスト別表第 3 に掲げる書類を公社に提出してください。

※ 事業完了の遅延が見込まれる場合や申請時から事業計画変更のある場合は、速やかに公社へ報告してください。

3.7 助成金の額の確定（交付要綱第 18 条参照）

事前申請において、公社は実績報告書を受領した後、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査・面接（ヒアリング）等により、助成事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を「助成金確定通知書」（第 13 号様式）により通知します。

- ・ 申請どおりに設備が設置されていない場合は、助成金の支払いは行いません。
- ・ 助成金の額が確定した後であっても、「4.7 交付決定の取消し」の要件に該当した場合は、助成金の交付決定が取り消されることがあります。

3.8 助成金の交付（交付要綱第 19 条参照）

助成対象者は、事前申請においては「助成金確定通知書」（第 13 号様式）を受領した後に、事後申請においては「交付決定及び確定通知書」（第 4-2 号様式）を受領した後に、「助成金交付請求書」（第 14 号様式）を公社に提出してください。

3.9 期限についてのまとめ

(1) 本事業における書類提出、事業開始、事業完了、助成金の請求等は、全て年度をまたいでも構いません。

(2) 交付申請（事前申請）の提出期限

令和 2 年度の提出期限：令和 3 年 3 月 31 日

これを過ぎた場合は、令和 3 年度の受付開始後に提出（開始日は未定）

(3) 交付申請（事後申請）の提出期限

①事業完了日から 1 年以内に提出

（事業完了日とは、工事、経費支払の全てが終わった日です。）

②令和 2 年度の提出期限：令和 3 年 3 月 31 日

これを過ぎた場合は、令和 3 年度の受付開始後に提出（開始日は未定）

③事業終了に伴う最終締切：令和 5 年 1 月 31 日（予定）

(4) 実績報告の提出期限

- ①事業完了日から 30 日以内に提出。
(事業完了日とは、工事、経費支払の全てが終わった日です。)
- ②事業終了に伴う最終締切：令和 5 年 1 月 31 日 (予定)

4. その他

4.1 申請の撤回 (交付要綱第 10 条参照)

助成対象者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対し、異議がある等、やむを得ない事由がある場合は、助成金交付決定通知を受領した日から 14 日以内に「助成金交付申請撤回届出書」(第 6 号様式)を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。

4.2 助成事業の承継 (交付要綱第 11 条参照)

相続、法人の合併、分割により、助成対象者の地位の承継が行われた場合、助成事業を承継する者(以下「承継者」という。)は、速やかに「助成事業承継承認申請書」(第 7 号様式)を公社に提出してください。

公社は承継の内容を確認し、承認又は不承認について、承継者宛に「助成事業承継(承認・不承認)通知書」(第 8 号様式)を送付します。

<新築の商業施設・宿泊施設等の場合>

引き渡しの時点で「助成事業の承継」に該当しますので、「助成事業承継承認申請書」(第 7 号様式)を提出してください。助成金の受領前・受領後のいずれの場合でも必要です。

4.3 事情変更による決定の取り消し等 (交付要綱第 12 条参照)

助成金の交付決定後、天災地変その他事情の変更により、助成事業の全部又は一部を実施する必要がなくなった場合には、公社は助成金の交付決定の全部又は一部を取消し、又はその他の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとします。

4.4 事業計画の変更 (交付要綱第 13 条参照)

- (1) 助成対象者は、助成事業の実施中あるいは実施前に、事業の内容について次のような変更の可能性が生じる場合は、あらかじめ「助成事業計画変更申請書」(第 9 号様式)を公社に提出してください。
 - ア 助成事業の内容を変更するとき。
(ただし、助成対象者や交付の条件等を満たさなくなる変更は認められません。)
 - イ 助成対象経費の内訳又は助成事業の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。
(ただし、交付決定額を超える変更は認められません。)
- ・ 助成事業の実施体制を変更する場合も、助成事業の内容変更該当します。
- ・ 変更申請に当たり、変更となった部分がわかる資料を添付してください。

- ・ 軽微な変更については、変更申請書の提出は必要ありませんが、事前に公社へご相談ください。

<軽微な変更の例>

- ・ 助成対象経費の費目ごとに配分された額を変更しようとする場合で、各配分額のいずれか低い額の10%以内で変更する場合

(2) 公社は変更が妥当であると認めた場合は、必要に応じ条件を付して、その旨を助成対象者へ通知します。

4.5 事業者情報の変更（交付要綱第14条参照）

助成対象者は、次の情報を変更した場合は、速やかに「事業者情報の変更届出書」（第10号様式）を公社に提出してください。

助成対象者	事業者情報の変更内容
個人、個人事業主	氏名、住所等
法人等	名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等

4.6 債権譲渡の禁止（交付要綱第16条参照）

助成対象者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継することは原則として認められません。ただし、事前に公社の承認を得た場合は、この限りではありません。

4.7 交付決定の取消し（交付要綱第20条参照）

(1) 助成対象者が次のいずれかに該当する場合は、助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けることがあります。

- ア 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- イ 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- ウ 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
- オ その他本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令・条例又は交付要綱の規定に違反したとき。

(2) 取消しの具体例

- ・ 要件を満たさない仕様の設備を設置した場合
- ・ 事前申請において、交付決定日前に、発注、工事又は支払を行っていた場合
- ・ 他の都の助成金等との重複受給が判明した場合
- ・ 本手引き及び交付要綱に明記されている、事業に必要な提出書類が提出されない場合

(3) 公社は、上記により取消しを行った場合は、速やかに当該助成対象者に通知します。

4.8 助成金の返還（交付要綱第 21 条参照）

助成対象者による事業内容の虚偽申請その他違反が判明した場合、以下の措置が講じられることがあります。

- ・ 交付決定の取消し、助成金等の返還及び違約加算金の納付
- ・ 助成対象者等の名称及び不正内容の公表

なお、公社が交付決定の取消しを行った場合において、既に交付された助成金があるときは、助成対象者は、助成金の全部又は一部を公社に返還しなければなりません。

また、助成対象者は、公社から助成金返還請求を受け、助成金の返還を行った場合には、「助成金返還報告書」（第 15 号様式）」により、公社へ報告する必要があります。

4.9 違約加算金（交付要綱第 22 条参照）

- ・ 「4.7 交付決定の取消し」により助成金交付決定の全部又は一部取消しとなった場合において、公社は、助成対象者に対し、助成金を受領した日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じて、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求します。
- ・ 助成対象者は、上記による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

4.10 延滞金（交付要綱第 23 条参照）

- ・ 助成対象者が公社の返還請求に応じず、公社が指定する期限までに返還金額（違約加算金がある場合には違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、公社は助成対象者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求します。
- ・ 助成対象者は、上記による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

4.11 他の助成金等の一時停止（交付要綱第 24 条参照）

公社は、助成対象者に対し、助成金の返還を請求し、助成対象者が当該助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺します。

4.12 財産の管理及び処分の制限（交付要綱第 25 条参照）

助成対象者は、取得財産等の管理及び処分に関して、以下の事項を守らなければなりません。

(1) 処分とは、取得財産等を本助成金の交付の目的以外に使用すること、他の者に貸し付け若しくは譲り渡すこと、他の物件と交換すること、債務の担保の用に供すること、又は廃棄することをいいます。以下のケースは、全て処分に該当します。

- ・ 本助成金の対象となった充電設備を、廃棄、売却する。

- ・ 施設所有者等が助成金を受領し、その後商業施設・宿泊施設等を売却し、新しい所有者が引き続き充電設備を維持管理する。
 - ・ 他法人が助成金を受領し、その後引っ越して、充電設備を転居先の商業施設・宿泊施設等に移設して使う。
 - ・ 他法人が助成金を受領し、その後引っ越して、充電設備を残置していく（施設所有者等や新しい入居者に譲渡する）。
- (2) 取得財産等については、処分制限期間において、善良な管理者の注意を持って管理し、本助成金の交付の目的に従って、効率的運用を行ってください。本事業における処分制限期間は、以下のとおりです。

充電設備	6年
------	----

(3) 取得財産等を法定耐用年数の期間内に処分をしようとする場合は、あらかじめ「財産処分承認申請書」(第16号様式)を公社に提出し、承認を受けなければなりません。

(4) 取得財産等の処分について承認を受け、処分しようとする場合は、「助成金等交付財産の財産処分承認基準(平成26年4月1日26都環公総地第6号)」第3-2に定める方法により算出した額(以下「算出金」という。)を公社が請求します。助成対象者は、公社から請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。計算方法は以下のとおりです。

$$\text{返還額} = \text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}}{\text{処分制限期間}} \right)$$

経過期間は、供用開始日からの月数で計算します。たとえば、10日に供用開始した場合、翌月10日までは1ヶ月目、翌月11日からは2ヶ月目となります。処分制限期間も、月数で計算します。(充電設備72月)

(5) 公社は、助成対象者から算出金が納付され処分を承認したときは、速やかに「財産処分承認書」(第17号様式)を助成対象者へ通知します。

(6) 処分制限期間を経過した後は、取得財産等の処分について公社の承認を受ける必要はありません。また、助成事業に対する諸条件も全て解除されます。

4.13 助成事業の経理(交付要綱第26条参照)

- ・ 助成事業の経理について、助成対象者は、助成事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿や支出の根拠となる証拠書類を揃えておく必要があります。
- ・ 助成対象者は、上記の帳簿や根拠書類について、公社が本助成金の交付決定をした日の属する公社の会計年度終了の日から、4.12に記載した処分制限期間を超過するまでの期間、保存しておかなければなりません。

4.14 調査等、指導・助言（交付要綱第 27 条参照）

- ・ 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成対象者に対し、本事業に関する報告を求め、助成対象者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問を行いますので、助成対象者は、これに協力しなければなりません。
- ・ 本事業で設置した助成対象設備について、助成対象者が適切かつ効率的な運用を行っていない場合、公社は、助成対象者に対し必要な指導及び助言を行います。なお、助成対象者がこれに従わないときは、助成金交付決定の取り消し又は助成金の返還請求を行う場合があります。

4.15 個人情報等の取り扱い（交付要綱第 28 条参照）

- ・ 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成対象者等に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供させていただくほか、国及び他の地方公共団体が行う助成金等の交付事業に関わる目的にのみ使用いたします。
- ・ 公社は、助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成対象者等が都及び国等から交付される助成金その他の給付金の額に係る情報を都、国及び他の地方公共団体等と協議の上、当該都、国及び他の地方公共団体等から収集させていただく場合があります。
- ・ 上記及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成対象者等の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集することはありません。

5. 提出書類見本

第1号様式（第7条関係）

全2枚中の1枚目
作成日 令和〇年 〇月 〇日

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

書類作成日

（申請者）

住 所 東京都杉並区〇〇〇4-5-2

名 称 株式会社〇〇リース

代表者役職
及び氏名 代表取締役 環境 太郎

印

充電設備導入促進事業（商業施設・宿泊施設等） 助成金交付申請書

押印

充電設備導入促進事業助成金交付要綱（平成30年6月8日付30都環公地温第455号）第7条の規定に基づき、助成金の交付について関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 概要

助成事業の名称	XXXXXXXXホテル	への充電設備導入促進事業
建物・施設の種類	宿泊施設	
建物・施設の住所	東京都	武蔵野市△△3-4-5
充電設備設置場所の住所（上記の住所と異なる場合のみ記入）	東京都	—
助成事業の期間 ※	令和〇年 〇月 〇日	～ 令和〇年 〇月 〇日

※ 助成事業期間

- ・ 開始日は発注又は工事着手のうち最も早い日
- ・ 終了日は工事完了・支払完了の最も遅い日
- ・ 事前申請の場合は予定日（日取り）、事後申請の場合

発注、工事、支払をすべて含む期間
事前申請をする場合は、余裕をもって予定すること

2 申請種別（いずれか一つにチェックすること。）

国補助なし	国補助あり
<input type="checkbox"/> （工事前申請）	<input checked="" type="checkbox"/> （工事後申請）

3 申請者情報

申請者の種別	<input type="checkbox"/> 法人	<input type="checkbox"/> 個人
	<input type="checkbox"/> 区市町村	<input checked="" type="checkbox"/> リース事業者
	<input type="checkbox"/> その他（	

手続代行を依頼する場合は、
代行者の情報を記載

4 交付決定通知書・額確定通知書の送付先

〒	111-0000	住所	東京都杉並区〇〇〇 4-5-2	
会社名	株式会社〇〇リース			
フリガナ	カンキョウ シロウ		所属部署	総務部 総務課
担当者名	環境 四郎			
日中連絡が取れる電話番号	03-0000-0000		E-mail	xxxxxxxx@xxx.com

5 申請書類に関する問い合わせ先（上記の通知書の送付先と同一の場合は記入不要）

〒		住所		
会社名				
フリガナ			所属部署	
担当者名				
日中連絡が取れる電話番号			E-mail	

6 助成金交付申請額（千円未満切り）

2,879,000	円
-----------	---

総事業費には今事業の見積り金額（事前申請）又は請求書・領収書（事後申請）の費用全額を購入・工事費に分けて記入。

7 経費配分

		設備購入費	設置工事費	計
助成事業の総事業費		3,800,000	1,481,150	5,281,150
	本事業の助成金 ※	2,410,000	469,150	2,879,150
	国補助金	850,000	847,000	1,697,000
	区市町村補助金	0	0	0
補助・助成金合計				4,576,150
負担額（総事業費－補助・助成金合計）				705,000

※ 事業実施計画書「2 助成対象経費内訳」の購入・工事費の都助成額と一致させること。

充電設備導入促進事業（商業施設・宿泊施設等）
誓約書

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

暴力団排除に関する誓約事項

充電設備導入促進事業助成金交付要綱（平成30年6月8日付30都環公地温第455号。以下「交付要綱」という。）第7条の規定に基づく助成金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が交付要綱第3条に規定する助成対象者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、交付要綱第12条又は第19条の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、交付要綱第20条に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、公社又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

*この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

その他の誓約事項

- ・申請者は、税金の滞納がなく、刑事上の処分を受けておらず、公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者です。
- ・申請者は、国及び地方公共団体（東京都の区市町村除く）並びに国又は地方公共団体が出資する法人又は団体ではありません。
- ・申請する充電設備が、申請者の自社製品又は関係する者から調達した製品の場合は、利益排除に関する書類を提出します。
- ・提出した申請書の記載内容に軽微な誤りがあった場合は、事実に基づき、申請者の不利益にならない限り訂正される可能性があることについて同意します。

書類作成日

日付 令和〇年〇月〇日

住所 東京都杉並区〇〇〇 4-5-2

名称 株式会社〇〇リース

代表者の職・氏名 代表取締役 環境 太郎

申請書と同じ住所、
名称、職・名前

※ 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

※ 印は交付申請書と同じ印を用いること。

交付申請書と同じ印

書類作成日

充電設備導入促進事業（商業施設・宿泊施設等）
事業実施計画書

1 事業実施体制
(1) 事業実施体制

充電設備の所有者	株式会社〇〇リース
充電設備を設置する建物の所有者	株式会社〇〇観光
充電設備を設置する土地の所有者	株式会社〇〇観光
充電設備の主な利用者	従業員及びホテル宿泊者

建物の全部事項証明書に記載の建物所有者

(2) 設備の運用方法

(例1) 24時間開放し、充電インフラ関連事業会社と契約の上、課金対応にて運用。

(例2) ホテル敷地内の駐車場に充電専用の駐車スペースを設ける。使用できる宿泊者は、あらかじめ株式会社△△△△に登録を行った上で、カードの発行を受けた者とし、1分あたり*
*円の使用料とする。

(3) 設備の保守計画

(例1) 1年間はメーカー保証。2年目以降は有償保守プランを検討し、契約する計画。

(例2) 設備メーカーと保守契約を締結し、電気主任技術者が年2回（〇月と〇月）定期点検を実施する。

2 助成対象経費内訳
(1) 充電設備購入費

購入価格は充電設備の価格のみ。
オプション等は対象外です。

書類作成日

・急速充電を設置の場合

	項目	1機種目	2機種目
充電設備購入費（急速充電）	メーカー名	〇〇	
	種別	急速充電設備	急速充電設備
	型式	〇〇-〇〇	
	図面番号	A-1	
	国補助有無（ドロップダウンから選択）	なし	
	(A) 国補助金交付上限額の目的地	820,000	
	(B) (A) * 2	1,640,000	
	(C) 購入価格	1,500,000	
	(D) 国補助額	0	
	(E) (B) - (D)	1,640,000	0
	(F) (C) - (D)	1,500,000	0
	都助成額（EとFの低い額）	1,500,000	0
	台数	1	
	都助成額小計	1,500,000	0

2機種目を購入する場合は記載

・普通充電を設置の場合

	項目	1機種目	2機種目	
充電設備購入費（普通充電）	メーカー名	〇〇	〇〇	
	種別（ドロップダウンから選択）	普通充電設備	充電用コンセントスタンド	
	型式	〇〇-〇〇	〇〇-〇〇	
	図面番号	B-1	B-2	
	国補助有無（ドロップダウンから選択）	あり	なし	
	(A) 国補助金交付上限額の基礎	100,000	60,000	
	(B) 購入価格	300,000	200,000	
	(C) 国補助額	100,000	0	
	(D) (B) - (C)	200,000	200,000	
	都助成額（AとDの低い額）	100,000	60,000	
	台数	1	1	
		都助成額小計	100,000	60,000

・V2H

各図面と突合できるようにする

	項目	1機種目	2機種目
充電設備購入費（V2H）	種別	V2H	V2H
	型式	〇〇-〇〇	
	図面番号	C-1	
	国補助有無（ドロップダウンから選択）	あり	
	(A) 国V2H補助金の補助金交付額	750,000	
	(B) 購入価格	1,800,000	
	(C) 国補助額	750,000	
	(D) (B) - (C)	1,050,000	0
	都助成額（AとDの低い額）	750,000	0
	台数	1	
		都助成額小計	750,000

2機種目を購入する場合は記載

充電設備購入費 都助成額合計	2,410,000
----------------	-----------

- ※ メーカー名・種別・型式・(A)は、次世代自動車振興センターの「補助対象充電設備型式一覧表」「補助対象V2H充放電設備一覧」を参照すること。
- ※ 図面番号：任意の番号を付し、平面図、電気系統図、配線ルート図と突合できるようにすること。
- ※ 3機種以上申請する場合は適宜追加・調整すること。

(2) 充電設備工事費

書類作成日

充電設備設置工事費	費目	図面番号	実経費	助成対象経費
	充電器据付金具	D-1	88,000	88,000
	充電器据付設置費	D-2	166,800	166,800
	本体搬入費	D-3	59,800	59,800
	E V用分電盤	D-4	78,000	78,000
	E V用分電盤取付金具	D-5	5,000	5,000
	充電器用盤設置費	D-6	83,400	83,400
	CV14sq-3C	D-7	85,000	85,000
	VCTF5.5sq-3C	D-8	4,500	4,500
	アース線 IV3.5sq	D-9	7,000	7,000
	通信線 SPT0.5-4P	D-10	1,700	1,700
	PE管(36)	D-11	6,150	6,150
	課金機	D-12	400,000	400,000
	コア抜き貫通費	D-13	30,000	0
	天井点検口費	D-14	25,000	0
電力計	D-15	40,000	0	
小計		1,080,350	985,350	
		国補助額	623,245	

各図面と突合できるようにする

助成対象外の場合は、0を記入

付帯設備設置工事費	費目	図面番号	実経費	助成対象経費
	充電設備防護用部材	D-16	3,800	3,800
	案内板（無償サービス）	D-17	0	0
	案内板設置工事	D-18	20,000	20,000
小計		23,800	23,800	
		国補助額	23,800	

各図面と突合できるようにする

国補助金額確定通知書に記載されている該当箇所を記入
国補助なしの場合は、0を記入

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

書類作成日

(申請者)

住所 東京都杉並区〇〇〇4-5-2

名称 株式会社〇〇リース

代表者の職・氏名 代表取締役 環境 太郎

㊞

※交付申請書と同じ印を用いること。

交付決定通知書の日付、番号を記入

充電設備導入促進事業（商業施設・宿泊施設等）
実績報告書

交付申請書と
同じ印

令和___年___月___日付___都環公地温第___号で交付決定の通知を受けた事業について、充電設備導入促進事業助成金交付要綱（平成30年6月8日付30都環公地温第455号）第17条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 概要

助成事業の名称	X X X X Xホテル への充電設備導入促進事業	
交付決定番号	shch-xxxx	交付決定通知書の番号
助成事業の期間 ※	令和〇年 〇月 〇日	～ 令和〇年 〇月 〇日

工事着工日または
契約日の早い方

申請時より変更がない場合は申請書
とおりの金額を記入。
変更がある場合は、実際に支払った
金額を記入。

工事・支払の
すべてが完了した日

2,719,000

3 経費配分（実績）

	設備購入費	設置工事費	計
助成事業の総事業費	3,800,000	1,481,150	5,281,150
本事業の助成金 ※	2,410,000	309,000	2,719,000
国補助金	850,000	823,000	1,673,000
区市町村補助金	0	0	0
補助・助成金合計			4,392,000
負担額（総事業費－補助・助成金合計）			889,150

※4 助成対象経費内訳の購入費・工事費の都助成額と一致させること。

4 助成対象経費内訳
(1) 充電設備購入費

書類作成日

・急速充電を設置の場合

充電設備購入費（急速充電）	項目	1機種目	2機種目
	メーカー名		〇〇
種別		急速充電設備	急速充電設備
型式		〇〇-〇〇	
図面番号		A-1	
国補助有無（ドロップダウンから選択）		なし	
(A) 国補助金交付上限額の目的地		820,000	
(B) (A) * 2		1,640,000	
(C) 購入価格		1,500,000	
(D) 国補助額		0	
(E) (B) - (D)		1,640,000	0
(F) (C) - (D)		1,500,000	0
都助成額（EとFの低い額）		1,500,000	0
台数		1	
都助成額小計		1,500,000	0

2機種目を購入する場合は記載

・普通充電を設置の場合

充電設備購入費（普通充電）	項目	1機種目	2機種目
	メーカー名		〇〇
種別（ドロップダウンから選択）		普通充電設備	充電用コンセントスタンド
型式		〇〇-〇〇	〇〇-〇〇
図面番号		B-1	B-2
国補助有無（ドロップダウンから選択）		あり	なし
(A) 国補助金交付上限額の基礎		100,000	60,000
(B) 購入価格		300,000	200,000
(C) 国補助額		100,000	0
(D) (B) - (C)		200,000	200,000
都助成額（AとDの低い額）		100,000	60,000
台数		1	1
都助成額小計		100,000	60,000

・V2H

各図面と突合できるようにする

充電設備購入費（V2H）	項目	1機種目	2機種目
	メーカー名		〇〇
種別		V2H	V2H
型式		〇〇-〇〇	
図面番号		C-1	
国補助有無（ドロップダウンから選択）		あり	
(A) 国V2H補助金の補助金交付額		750,000	
(B) 購入価格		1,800,000	
(C) 国補助額		750,000	
(D) (B) - (C)		1,050,000	0
都助成額（AとDの低い額）		750,000	0
台数		1	
都助成額小計		750,000	0

2機種目を購入する場合は記載

充電設備購入費 都助成額合計	2,410,000
----------------	-----------

※ 交付申請から変更のない場合は、交付申請時と同じ内容を記載すること。
※ 3 経費配分（実績）の設置購入費と同額とすること。

(2) 充電設備工事費

書類作成

充電設備設置工事費	費目	図面番号	実経費	助成対象経費
	充電器据付金具	D-1	88,000	88,000
	充電器据付設置費	D-2	166,800	166,800
	本体搬入費	D-3	59,800	59,800
	E V用分電盤	D-4	78,000	78,000
	E V用分電盤取付金具	D-5	5,000	5,000
	充電器用盤設置費	D-6	83,400	83,400
	CV14sq-3C	D-7	85,000	85,000
	VCTF5.5sq-3C	D-8	4,500	4,500
	アース線 IV3.5sq	D-9	7,000	7,000
	通信線 SPT0.5-4P	D-10	1,700	1,700
	PE管(36)	D-11	6,150	6,150
	課金機	D-12	400,000	400,000
	コア抜き貫通費	D-13	30,000	0
	天井点検口費	D-14	25,000	0
電力計	D-15	40,000	0	
	小計		1,080,350	985,350
			国補助額	0

各図面と突合できるようにする

助成対象外の場合は、0を記入

付帯設備設置工事費	費目	図面番号	実経費	助成対象経費	
	充電設備防護用部材	D-16	3,800	3,800	
	案内板 (無償サービス)	D-17	0	0	
	案内板設置工事	D-18	20,000	20,000	
		小計		23,800	23,800
			国補助額	0	

各図面と突合できるようにする

	費目	図面番号	実経費	助成対象経費
その他設置にかかる費用	消耗品等	D-19	22,000	22,000
	図面製作費	D-20	50,000	50,000
	レイアウト検討費	D-21	25,000	25,000
	理事会等への出席	D-22	30,000	0
	安全誘導員費	D-23	100,000	100,000
	充電スペース造成費（伐採・塗装）	D-24	60,000	20,000
	現場監督等の労務費	D-25	90,000	90,000
	小計		377,000	307,000
			国補助額	0

助成対象外の場合は、0を記入。
 実経費に対象・対象外の経費が混在している場合は対象経費のみ計上。

※ 行が足りない場合は追加すること。

実経費合計	1,481,150
(A)助成対象経費合計	1,316,150
(B)国補助合計	0
(A)－(B)	1,316,150
都上限額	309,000
充電設備設置工事費 都助成額	309,000

※ 3 経費配分（実績）の設置工事費と同額とすること。

充電設備総計 都助成額	2,719,000
-------------	-----------

- ※ 交付申請から変更のない場合は、交付申請時と同じ内容を記載すること。
- ※ 3 経費配分（実績）の本事業の助成金と同額とすること。
- ※ 都上限額は、2 助成対象経費内訳の充電設備購入費（急速充電）へ記載された場合に上限額309万円に自動変換します。

作成日 令和〇年 〇月 〇日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

(申請者)

住所 東京都杉並区〇〇〇4-5-2

名称 株式会社〇〇リース

代表者の職・氏名 代表取締役 環境 太郎

※交付申請書と同じ印を用いること。

書類作成日

額確定通知書の日付、番号を記入

充電設備導入促進事業（商業施設・宿泊施設等）
助成金交付請求書

交付申請書と
同じ印

令和___年___月___日付___都環公地温第___号で交付額確定の通知を受けた事業について、充電設備導入促進事業助成金交付要綱（平成30年6月8日付30都環公地温第455号）第19条第1項の規定に基づき、補助金の交付を請求します。

記

助成事業の名称	X X X X X ホテル		への充電設備導入促進事業
交付決定番号	shch-xxxx	額確定通知書の番号	
交付請求額	金	2,719,000 円	額確定通知書の金額

(助成金振込先)

金融機関名	〇〇銀行		
支店名	〇〇支店		
金融機関コード	〇〇〇〇	支店コード	〇〇〇
預金種類 (該当項目にレ)	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> 当座		
口座名義 (※) (カタカナ)	※必ずカタカナで記入してください。 リジチョウ カンキョウ タロウ		
口座番号(右詰)	〇〇〇〇〇〇〇〇		

※ 振込口座が確認できる資料（通帳等の写し）を添付すること。

■記載方法に関する注意事項

- ・口座名義人は、申請者と同一名義であること
- ・口座名義は、カタカナで記入
- ・濁点、半濁点は一文字分とする
- ・口座名義は、前株の場合は「カ●●●」、後株の場合は、「●●●(カ)」と記入
- ・口座名義が枠内（30文字）を超える場合は、名義名称の冒頭から30文字までを記入

■振込口座が確認できる資料に関する注意事項

- ・銀行名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が読み取れる内容であること
- ・当座預金で通帳がない場合は、小切手帳や取引明細書、当座勘定照合等の写しを添付
- ・ネット銀行で通帳がない場合は、インターネット画面を印刷したものを添付

※添付資料各種の見本については、次世代自動車振興センターのホームページが参考になります。

http://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_kitei_r02.html?tab=4

<東京都の他事業のご案内>

- (1) マンションの充電設備導入に関する相談（設置工事の内容、利用料の徴収方法、管理規約の改正等）
 - ・マンションアドバイザー派遣制度
<http://www.tokyo-machidukuri.or.jp/machi/kanri-adviser.html>
- (2) 電気自動車等の助成金
 - ・電気自動車等の普及促進事業（EV・PHV 車両）
<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev/index.html>
 - ・電動バイクの普及促進事業
https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/re_evbike.html
 - ・電気自動車等の普及促進事業（外部給電器）
<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev-feed/index.html>
- (3) 太陽光発電の助成金
 - ・地産地消型再エネ増強プロジェクト事業
<https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/chisan-zokyo/index.html>
 - ・住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業
<https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/initial-cost0/index.html>
 - ・東京ゼロエミ住宅導入促進事業
<https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/initial-cost0/index.html>
- (4) 蓄電池、V2H等の助成金
 - ・自家消費プラン事業
https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/jikashohi_plan/index.html
 - ・V2H助成金
<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev-v2h/index.html>

充電設備導入促進事業（商業施設・宿泊施設等の導入費） 助成金申請書類作成の手引き（第3版）

□発行・編集 令和3年3月

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
（愛称：クール・ネット東京）
〒163-0810
東京都新宿区西新宿 2-4-1
新宿 NSビル 10階